

今後の課題

行政担当者座談会から

出席者

西部広域 石上消防局長(当時)

米子土木事務所 黒川建築住宅課長(当時)

日野町地域整備課 長谷川課長補佐

(平成13年2月8日建築士事務所協会西部支部定例会にて開催)

■消防

* 領域を超えた救助・支援体制

過去の震災救助活動を見て、「なぜ早く救助しないのか」各防災機関の領域区分に疑問を感じていた。鳥取県は片山知事が防災に重点をおかれ、全国にさきがけて岩下防災監を起用された。消防は県と震災合同訓練の重要性に合意し、他機関の協力を得て、西部地震の前に、米子で合同訓練を実施していた。県、消防、陸上自衛隊、航空自衛隊、警察、その他の違った機関が合同訓練を行ない、垣根を越えた迅速な救助体制づくりのため、交流を深めてきた。他機関のノウハウを学ぶ、トップ同志のコミュニケーション、実践に促した訓練など今後継続する必要がある。合同訓練を積んできたのが震災対応に効果を発揮した。今回の震災対応で、全国初の消防庁長官表彰を受賞した。日頃からの災害への備えが評価されたと思う。

* 大火災発生への対応

今回の震災は、火災ゼロ死者ゼロで良かったが、119番通報は多かった。火災があちこちで起きた時、西部広域の人員で対応できるか?と聞かれた。全国の消防組織の協定、協力体制のシステムが構築されており、西部広域は全力を尽くす。更に、市民による自営防災組織の確立が必要である。

■県土木

* 発生直後の被災状況把握

地震直後、未経験の出来事に恐怖心と大きな不安を抱いた。やがて外に出て周辺の被害状況が確認できてホッとした。まず、庁舎建物の点検を指示した。一昨年耐震改修済みで対策本部の器が無事で良かった。何をすべきか、考えた。被災状況がつかめない。建築士事務所協会、建築士会の西部支部長に連絡をとり、住宅課の職員と手分けして境・米子・日野・西伯の状況把握を行なった。まず幹線道路沿いに状況把握したが、古い住宅被害が大きかった。小さな道路沿いの把握は遅れた。

* 迅速な活動開始

応急危険度判定実施が決定した。事務所協会、建築士会の役員など、多くの人に来てくれたので速く動けた。地震発生翌日から各市町村に判定士を派遣した。毎日役員達が県と一緒に動いた。行政だけでは出来ず大きな力になった。

* 住民への説明

7日間応急危険度判定を実施した。危険(赤)・注意(黄)の判定を行なった住民から多数の問い合わせ電話が殺到した。建物に入っては駄目、危ないと判定された住民が不安を抱き、判定の意味を理解頂くために巡回相談が必要となった。7日間、1,300件の対応を行なった。応急危険度判定の意味の周知、手法などに課題が残ったと思う。引き続き、り災証明を実施したが3ヶ月以上を費やし、鳥取県の建築士の機動力、すごい力を見せられた。各町村行政の方から感謝の声が多く寄せられ、建築士への感謝の声が多かった。

■日野町

*住民への周知

応急危険度判定士とは、どういう業務をするか、どんな人かを周知していなかったのが、町民に混乱があった。苦情電話が多かった。

*被災度に合せた対応

応急危険度判定を米子市・西伯町などは依頼者のみに実施したが、日野町は全世帯に実施した。今後、備えどう対応すべきかを検討しておきたい。また、応急危険度判定とり災証明を別々の班で廻ったが、同時に出来る方法がないか今後の検討課題。

*便乗商法の取締まり

被災した住民は訪れてくる相手の区別がつかない。便乗商法の被害があった。認定業者一覧表・腕章・バッジなどで表示を行えば、住民が安心し、被害も少なかったのでは。

■質疑応答

Q.1 応急危険度判定は、どういう経路で依頼したか。個人、会社いずれに対しての依頼か。

A. 判定士は個人ボランティア、だまっても集まるボランティアでなく、要請ボランティアでないと成り立たない。今後、判定士のシステムづくりの必要性がある。

Q.2 火災ゼロであったのはなぜか？

A. 発生時間、季節柄火気使用家庭が少なかった。火災が起きた場合、防火用水、幹線道路、防災道路の確保が重要で、整備する必要がある。今回の地震で水道管被害により多くの水圧低下が発生した。耐震性防火水槽を増設しているが、まだまだ増設が必要である。幹線道路の渋滞はなく1時間以内で消防職員が招集できたが、密集地の道路は未整備であり、密集地の都市計画が望まれる。

(文責 清水 勉)



耐震診断・耐震補強の必要性

耐震診断委員長 田中博美 (株)白兔設計事務所

我が国の耐震規定は、1923年9月の関東大震災を契機に、日本で初めての耐震規定が1924年に出来て以来、1968年の十勝沖地震により、鉄筋コンクリート造建築物の柱のせん断破壊で多くの被害が発生した。これにより、建物に強度のみならず、靱性を持たせる事として、部材のせん断破壊を防ぎ、靱性を高めるための設計法に改訂された。即ち、柱のフープの間隔(10cm以下)の規定が強化される等が1971年に行われた。又、1978年の宮城県沖地震ではピロティ形式の建物や、偏心の著しい建物、ブロック塀に大きな被害をもたらした。これにより、各階の剛重比の検討、偏心の大きさに対する構造制限、層間変位の制限、更に新しく動的設計法の概念を取り入れた設計用地震力が採用された。又建築物の保有耐力を計算し最終的に建築物が安全であるかどうか、チェックする設計法へと改正され、そして1981年に現行の耐震設計基準に改訂された。この新しい耐震設計法の採用により、これ以後に造られた建築物は地震による被害が極めて少なくなっている。このことは平成7年1月17日に発生した兵庫南部地震により、旧基準で設計された既存建物の耐震性能の不足で、深刻な被害をもたらした建物の殆どは1981年の新耐震設計法以前に建設されたものであり、それ以後に建設された建物で崩壊、倒壊等の大被害に至ったものは極めて少ないという調査結果が示されている。(下図1-4図)又、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震で被災した、米子市、境港市、日野町、日南町、西伯町、会見町等では現在も懸命に復興に向けた努力が続いていますが鳥取県西部地震においても、旧基準による既存建物が大きな被害を受けており、阪神淡路大地震と同じ結果が出ている。これらの一連の被害結果が、1981年の新耐震設計基準以前の既存建物の耐震診断と耐震補強の重要性が強く認識される結果となった。

耐震診断・耐震補強の必要性

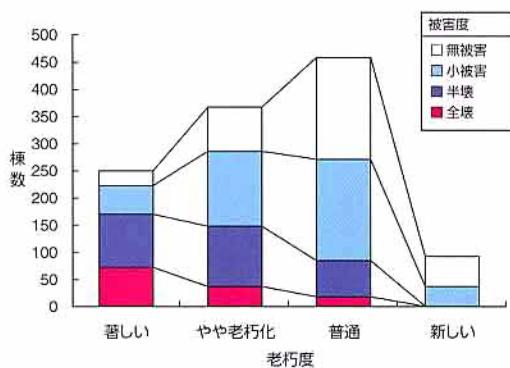


図1: 淡路島における木造の老朽化と被害

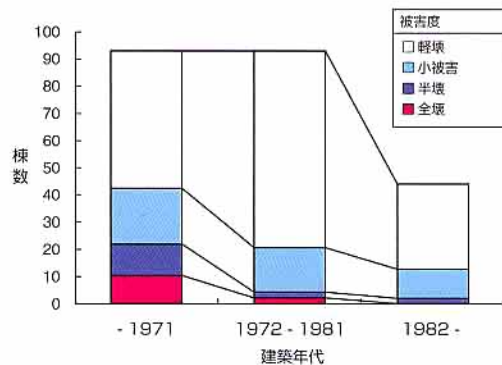


図2: 神戸市中央区におけるRC造の建築年代と被害

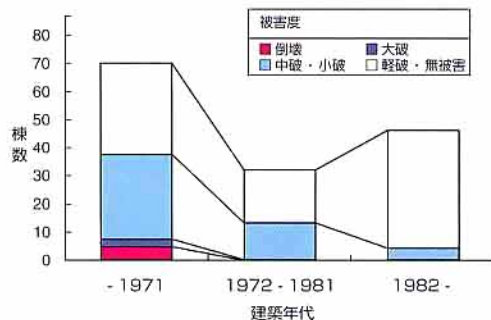


図3: 神戸市港区および東灘区における公立学校建物の施工年代と被害

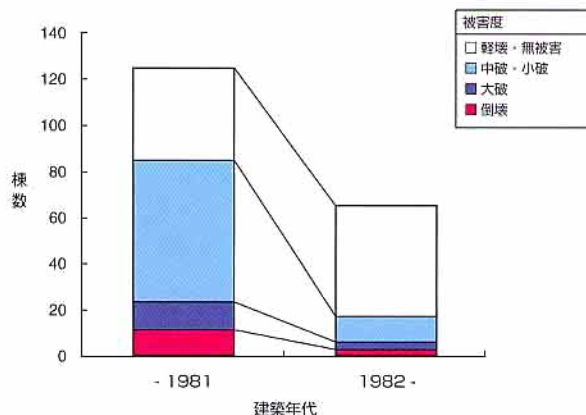


図4: 神戸市中央区におけるS造の建築年代と被害

(図1-4図は日本建築学会の建築資料による)

そこで、阪神淡路大震災直後から既存建物の耐震診断、補強、改修工法のマニュアル造りが整備され、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、耐震改修設計指針（1990改訂）、既存鉄骨造建築物の耐震診断基準、耐震改修設計指針（1993再発行）、既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、耐震改修設計指針（1997改訂）が普及してきた。

例えば、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準によれば、地震により崩壊倒壊する危険性が低いとされている耐震性能は、建物の各階の構造耐震性能指標、 $I_s \geq 0.6$ を目標としている。この数値は地域、建物の用途条件にもよるが、現行の建築基準法により設計される建物とはほぼ近いレベルの耐震性能を保有している数値といえる。又、耐震指標 I_s が0.6以上ある建物は、1968年の十勝沖地震、或いは1978年の宮城県沖地震でも中破以上の被害を受けていない事、1995年の兵庫南部地震でも大破以上の被害を生じた建物は極めて少ないと日本建築学会等で報告されている。

そして、兵庫南部地震、鳥取県西部地震による建物被害の原因は

A) 木造建物の被害

- 1) 筋かい及び耐力壁の不足
- 2) 筋かいと柱、柱梁仕口等が取り付け金物で緊結されていない。
- 3) 耐力壁が平面的に釣り合いが悪く、偏心により建物がねじれて破壊している。
- 4) 土台と基礎がアンカーボルトにより緊結されていない。（古い建物は玉石、布石等の基礎形式である）
- 5) コンクリート基礎が無筋である。
- 6) 材料の老朽化

B) コンクリート系構造の被害

- 1) 帯筋量（間隔）不足とその端部定着（90度フックと余長が不十分）

柱の帯筋規定が強化された（1971年）以前の鉄筋コンクリート造建物がせん断破壊を起こして大破、崩壊している。

- 2) 一階に耐震壁が少ないピロティ形式部分が崩壊している。
- 3) 偏心によるねじれ崩壊
- 4) 袖壁付き柱、短柱のせん断破壊
- 5) 柱梁接合部の破壊
- 6) 外周帯筋のみのため、柱断面の拘束が不十分（断面の大きい柱等）

C) 鉄骨構造

- 1) プレースの座屈と破断（母材、ボルト、溶接部）
- 2) 柱脚のアンカーボルトの破断
- 3) 溶接の接合部（隅肉溶接）の破断
- 4) 外壁、内部間仕切り壁などの、骨組み変形への追随性の欠如（層間変形の違いによる破壊）
- 5) 耐力及び剛性の不足

D) 地震被害を受けた建物

公共建物の被害

米子市役所、溝口町役場、各地区公民館など74施設で被害が発生した。

溝口町役場では建物被害が大きく、事務を継続することが不可能となり、全面移転することとなった。

また、日南町役場においても裏山の崩壊の恐れがあり、移転を検討中である。



溝口町役場の被害



蔵の被害



耐震診断・耐震補強の必要性

(地震被害を受けた建物)





(境港市)

以上のような被害の原因を考慮すれば、いかに旧基準で造られた古い建物が被害を受けやすいかが理解される。従って1981年(昭和56年)以前の旧基準で建設された既存建物は耐震診断を行って、その建物の耐震性能を知り、危険と評価される建物は早急に補強をする事が重要である。

そして、上記の写真のような被害を受けない為にも、事前に建物の耐震診断を行って既存建物の耐震対策を採ることは貴重な財産、人命を守る上で極めて大切なことである。

米子震災フォーラム

YONAGO SHINSAI FORUM

2001.2.6-7

(社)鳥取県建築士事務所協会 理事 山下 卓治 (株)山下設計工房

■第1日■2月6日(火)

【全体会】

行政における地震対策

会場/米子コンベンションセンター1F「多目的ホール」

◎開会挨拶

鳥取県知事
片山善博

鳥取県議会議長
廣江 式

米子市長
森田隆朝

◎基調講演

鳥取県災害対策本部長鳥取県知事
片山善博

◎パネルディスカッション

●コーディネーター

鳥取県知事
片山善博

●パネラー

境港市長
黒見哲夫

西伯町長
坂本昭文

兵庫県防災監
齋藤富雄

神奈川県箱根町防災課長
矢作高宏

◎参加者との意見交換会

「米子震災フォーラム」

～鳥取県西部地震の教訓を活かして～

平成13年2月6・7日の2日間にわたり、米子市で開催された、「米子震災フォーラム」は全国より、2千人を超える方々に参加をいただき、鳥取県西部地震における対応や全国の先進的な取組、経験についての意見交換されることは、鳥取県民にとって誠に大きな復興への力となります。

フォーラムでは、行政における地震対策、初動体制のあり方、被災者の生活支援、ライフラインの確保、災害時におけるメンタルケア、ボランティア活動の各テーマで貴重な教訓を生かすべく話し合われました。

平成12年10月6日の午後1時半に発生した、鳥取県西部地震の体験を踏まえて、行政が何をやってきたか、そこからどういう教訓を学び取ったかの基調講演が片山鳥取県知事によりおこなわれました。

10月6日は、この会場は全国介護サミットが行なわれていて、大勢の方が、ここで大きな地震を体験され、そして避難をされました。結果的に死者もなく、火災発生もなかったことが、不幸中の幸いでした。こうしてフォーラムが開けることを大変喜んでいます。

実際にぐらっと大きな揺れがきたときは、ああ、とうとう来てしまったかという気持ちであった。

知事への出馬表明のときの1つは防災、安全な地域づくりということがあり、いざというときに住民の皆様生命、身体、できれば財産までもちゃんと守れるかどうか、地方自治体にとっての一番の使命であろうと考えます。鳥取県だけでなく、全国ほとんどの都道府県が防災体制というのは貧弱であり、その中において大震災の体験をもつ兵庫県であるとか、駿河湾沖の地震に注意している静岡県の様な限られた地域が、その体制をととのえているのみで多くの地域では、まだまだ危機管理が充分とはいえないと思います。御多分に洩れず鳥取県も一昨年の7月に、次長級の防災監を設置し、鳥取県の防災体制

というものの見直し、点検をやってきたところであり、防災関係機関との連携を強化し、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省等の防災行政も含めた関係機関と、いつでも連絡がとれてちゃんとした、協力体制が組めるように日頃よりの訓練が必要です。平成12年1月17日に阪神大震災の5年目にあたる日、県内の防災関係機関に全て集まっていたいただき協力体制の確認をし、お互いの機関がどういう機能を持っているのか、確認しあっていました。このことは初動体制にずいぶん生かされたと思っています。

全国の地方自治体には、地域防災計画というマニュアルがありますが、これの点検が必要でした。立派な防災計画であればあるほど、ほとんど役に立たない、いざというときに見る暇もなく、中身も重要な部分が何か現実離れしていて、どこに連絡すればよいかわかりにくい、さらには避難所への食糧の供給にしても、農林省に頼んで精米を確保して送るとあるが、災害時の水・電気・ガス等が止まった場合はどうするのかというようなことを考えると、仕出し業、弁当業界の皆さんと契約を締結して、被災をしていない、仕出し・弁当業者から優先的に被災地に送っていただくというようにマニュアル変更して、業界の協力関係を取り決めました。分厚い地域防災計画よりも、薄い一、二枚の電話帳の方が実に役立つものであり、平成12年5月に作ったものが今回随分と役に立ちました。今回は政府の対応が非常にスピーディーであったと考えます。最後の最後、政府が後ろ楯になって支えてくれたことが、災害復興の責任者として実にありがたかったですし、災害対策はやはりスピードが大きなポイントであると考えます。

復興に当たっては県内外から多くの皆さんにお支えをいただき、全国各地のボランティアの皆様にご多大な力強い支援をいただきました。兵庫県と神戸市からは震災の経験したスタッフの皆さんに、いろいろな面で指導もしていただいたことが多くのヒントになりました。家屋の被災程度を判定する、全壊、半壊という応急危険度判定制度がありましたが、このことが後でどれほど混乱を呼ぶ可能性があるかとい

うことも、全壊と半壊では支援制度が違うということに通常なっているものだから、紙一重のところでは不公平感を生む可能性があるため、今回の住宅再建支援では、全半壊とか、一部損壊という概念は一切使わず、とにかく建替えるのなら差し上げるというシンプルなものにして、地域よりの人口流出、過疎化が進行しない、これからもその地域に住み続けて、地域を支え、みんなで生活をしていこうということが確認できました。温かいご支援のおかげです。

次にパネルディスカッションがおこなわれました。

【テーマ】

行政における地震対策

●コーディネーター

鳥取県知事
片山 善博

●パネラー

境港市長
黒見 哲夫
西伯町長
坂本 昭文
兵庫県防災監
齋藤 富雄
箱根町総務部防災課長
矢作 高宏

コーディネーターより鳥取県西部地震における対応について、各パネラーにお話をお願いされ、境港市長、西伯町長さんより西部地震のときの状況の報告と、それから、齋藤防災監からは、兵庫県の震災経験を踏まえて、鳥取県の対応についての感想を聞かせていただければということと、箱根町の矢作課長にも西部地震の対応についての感想と箱根町の取組についてのお話しがいただければということで始まりました。

境港市長さん、西伯町長さんは被災の状況と地域

が行なった事例をあげられて、問題の解決には今後の整理と見直しが必要であるとのことでした。

齋藤防災監からは、総理府の防災世論調査から、あなたの住んでいる地域に10年以内に大地震が来ると思いますかという問に対して、地震前の近畿地方は8.4%であり、同時点で東海地方は43%の人々が、地震があると考えていた。その後の調査では、全国、近畿地方は38%ということになって来たが、この鳥取県を含む中国地方は、以前も阪神の地震後も23%であり全国平均以下であったとの報告がなされました。

万が一のために行政が準備をしてきても、自分の命を守ることにはつながりにくく、阪神、淡路大震災で6,432名もの尊い命を失ったが、その命の80%は一瞬のうちに家に押しつぶされて亡くなっている。行政がとる防災対策は起きた後の対策が主であり、人命を守るということは、一人ひとりの住民がどう意識をもって、自分の住まいをどう強くするかという考え方が大切であり、行政・防災関係機関は、住民と一緒に被被害の軽減のために頑張ることが必要です。又、消防用の蛇口についても消防車に積んでいるいろいろな金具でもあけられなかったという例もあり、防災体制全般を見ても、すべての体制があるいはシステムが標準化されているわけではない。国がチェックをすとしても基本的な部分だけで細かいシステムは自治体まかせのところがあり、大規模な災害の場合に広域応援が必要になればなるほど現在のシステムでは混乱します。理想的には日本の国全体が防災体制という視点で統一化される必要があるように思います。

箱根町、矢作防災課長は、鳥取県におかれましては防災監の設置、あるいは防災体制の強化、発生後の素早い対応等々に積極的に取り組んでおられると考えますが、災害時の備えとして、いわゆる住民の自活能力に依存した体制がとられている市町村もあるように思います。鳥取県も観光の町の自治体としての観光対策がどのようにとられているのか、そうした場合の情報提供の手段などと、最低限の備蓄に対してそのような要因にも対応しきれんのか、各自治体によっても違ってくるのであろうから対策を練っておく必要性があろう。私達箱根町においては、

孤立化を想定した地域分散型の対策も推進していますし、初期活動として各単位自治会を中心とした自主防災組織を設置して対応しています。いろいろな訓練を自主防災組織が月に1回程度定期的に行なってますし、町人口1万8,000人、滞留観光客が1日1万2,000人が毎日いるということを対称に3万人を対象としての10日分を備蓄するようにしています。

それからポケットベルによる緊急参集訓練、あるいは伝達訓練を行なっています。一般電話等の使用不能なときを想定して、瞬時全職員に伝達できるポケットベルを、一般職員347名、消防職員104名に配付して備えています。

2月7日の第2日目は分科会に分かれて行なわれました。

■第2日■2月7日(水)

【第1分科会】 初動体制のあり方

会場/米子コンベンションセンター1F「多目的ホール」

●コーディネーター

鳥取県防災監
岩 下 文 広

●パネラー

鳥取県議会議長
廣 江 弼

陸上自衛隊第八普通科連隊長

佐 藤 正

鳥取県西部広域行政管理組合消防局長

石 上 洋 二

溝口町長

住 田 圭 成

(社)鳥取県建設業協会日野支部長

今田 治 継

日野病院病院長

堀 江 裕

兵庫県防災監

齋 藤 富 雄

【第2分科会】

被災者の生活支援－住宅再建支援－

会場／米子コンベンションセンター2F「国際会議室」

●コーディネーター

NHK解説委員

山 崎 登

●パネラー

鳥取県知事

片 山 善 博

日野町下榎地区自治会長

小 谷 三 郎

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(防災総括担当)

中 北 哲 雄

公的援助法実現ネットワーク

被災者支援センター事務局長

中 島 絢 子

溝口町中央公民館職員

西 本 ミ ネ

鳥取県建築士事務所協会理事

山 下 卓 治

【第3分科会】

ライフラインの確保－水道の応急対応－

会場／米子コンベンションセンター2F「小ホール」

●コーディネーター

日本水道新聞社長

門 脇 敏 明

●パネラー

米子市水道局次長

田 中 通 雄

鳥取市水道局次長

谷 口 満 夫

鳥取県環境政策課長

田 辺 康 彦

神戸市水道局配水課長

福 田 裕 繁

下関市水道局次長

成 松 旭

【第4分科会】

災害時におけるメンタルケア

－保健活動の役割と課題－

会場／米子ワシントンホテルプラザ2F「蘭」

●コーディネーター

鳥取県立精神保健福祉センター所長

原 田 豊

●パネラー

日野町健康福祉センター保健婦

生 田 季 香

日野町立黒坂小学校養護教諭
高山 愛子

鳥取県西部健康福祉センター保健予防課長
美 船 智代

鳥取県西部健康福祉センター
日野地域保健福祉部総務福祉課長
原 豊

鳥取大学医学部附属病院
精神科神経科医師
飯 塚 浩

日野町文化センター所長
松 田 暢子

それぞれ5分科会に分かれて話されました。

最後にまとめとして「安全で活力ある地域づくりをめざして」～被災から復興へ～

各分科会のパネラーを代表して発表する総合のパネルディスカッションが開かれました。

【第5分科会】

災害時におけるボランティア活動ーその役割と課題ー

会場／米子市文化ホール「大ホール」

●コーディネーター

鳥取県社会福祉協議会ボランティアセンター所長
牛 田 昭

●パネラー

兵庫県社会福祉協議会総務部副部長
福 島 真 司

ボランティア（神戸市在住）

吉 川 理 子

米子市ボランティア協議会会長
別 所 清 平

米子青年会議所直前理事長
細 田 耕 治

米子レスキューサポート・バイクネットワーク代表
高 橋 直 樹

【まとめ】

安全で活力ある地域づくりをめざして ー被災から復興へー

会場／米子コンベンションセンター「多目的ホール」

●コーディネーター

鳥取県知事
片 山 善 博

●パネラー

兵庫県防災監
齋 藤 富 雄

NHK解説委員

山 崎 登

日本水道新聞社長

門 脇 敏 明

鳥取県立精神保健福祉センター所長

原 田 豊

鳥取県社会福祉協議会ボランティアセンター所長

牛 田 昭

まず第1分科会を代表して齋藤防災監より、震災前からの県と民間事業者との協定、あるいは防災体制の強化が一定の初動体制の対応に成果があったように思うということと、当初の情報収集がなかなか出きにくく、情報収集、発信が必ずしも十分でなかったことは今後の課題であろう。さらに自衛隊の装備も阪神大震災後十分なされ、訓練も充実しているのでこのノウハウを活用すべきであり、人命救助のために最大限にその能力を発揮するように活動できるようにしていくべきである。そして市町村長と消防庁との権限の振り分けの問題と、消防力の限界、消防関係機関との枠を超えた緊密な連携が必要であり、自主防災組織の育成が何よりも大切である。

ケーブルTVを通じて情報提供をしていたが、一部の地域でケーブル線の切断によって放映できなかった事もあり、情報を共有することが非常に重要なことであり、住民の安全、安心の確保のためにも的確な情報収集、伝達が必要であると考え。さらには建設業界からは県と協会で締結した災害協定が大変役に立ち、すぐに行動することができたというような報告がありましたし、地域の医療機関からは、待っていたのでは役場・保健所・救急隊からの情報は必ずしも病院に入ってこなかった。どこで何が起きたかを迅速に初動時に把握し、規模に応じて的確な対応が責任者には求められる、そのための体制づくり、情報の収集発信、あるいは専門知識の習得、人づくりというものが重要であり、総じて消防、警察、自衛隊、市町村、県等の行政との連携ということが大切です。それぞれの特質を認識した上で活動環境の整備が必要であります。

第2分科会では、被災者の住宅再建をどうするかという問題で、大きな災害があるたびに議論になり結論を先送りしてきたが、今回は大きな動きが3つあったように考える。1つは鳥取県西部地震で、県独自の支援策を打ち出したこと、2つ目は国の当時の国土庁の検討委員会がこの問題についての報告書をまとめたということ、3つ目は去年災害が全国的にも多かったことをうけて、超党派の国会議員が独自の法案をつくったという流れがあり、この問題に

ついて議論が行なわれたということである。

現地の状況を見て地域の復興、地域の生活再建と住宅再建は分かちがたい結びつきがあり、財政上のルールとは別に住宅の支援をしていかないと地域の復興は何ともならないと感じたところから、県独自の支援がとられたということであり、国からは個人の住宅に公的なお金を使うということは、個人の資産形成につながるということで、基本的ルールとしては難しいということですが、去年、国においても被災者の住宅再建支援のあり方に関する検討委員会がつくられ、阪神大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、ある種の公共性を有していると考えられるという文言が書込まれたが、住宅の再建は自助努力が基本であるけれども、みんなで助け合う保険のような仕組みとか、地震保険の普及といったことでいく必要があるだろう。

この地震の被災地が過疎で高齢化している地域だという特徴があった。鳥取県の支援策も災害というのは地域によって非常に大きな特徴があって、それぞれの特徴にきめ細かく対応していくことが、大事な自治体の防災対策なのであろう。そうしたことに行政も住民も、それから国も含めて問題の先送りをしないで知恵を出していく必要があるのではないか。

第3分科会では、今回の鳥取県西部地震では幸いなことに大した断水もなく、スムーズにいったようであるが、水道界には水道協会というものが全国にあり、あらかじめ応援総合協定というものが結ばれ、そういうところがいち早く駆けつけてくれますが、町村の簡易水道は水道協会に入っていないと、簡易水道協議会というのがあるのですが、ここでは応援協定がまだ十分になされていないために今後の課題であろう。常日頃より、地域の水道施設の強度、弱いところを十分把握しておき、事前に直すべきだろうし、地域によってそれぞれであろうから、応急給水、応急復旧工事をどうやるかという、行動指針を作成し、前もって住民に知らせておくことと、日頃の訓練が必要であろうし、さらに耐震性を進めておく必

要性がある。

第4分科会では、地震の翌日よりいち早く保健所の中でも巡回相談チームづくりをし、各避難所、各在宅の方々のところを訪問をして早くより対応ができたと考えます。被災地では地域との密着が強く在宅介護支援センター、市町村と保健所との関係ができていたので、コミュニティが最初からきちんできていました。むしろ在宅、避難所へ出かけていった健康相談を通じてのメンタルケアということが求められました。さまざまな避難所では非常に高齢者の方々が多くて、体育館などに避難した方からは、ちょっと厳しかったとか、仮設トイレに行くまでに段差が多くて大変でしたというような意見がありました。

小学校においても8日間くらいの臨時休校されて、休校中の中でも先生がそれぞれ在宅訪問され、休校中ではあるが、図書館を開放して自宅におられる子供達に連れ合いを持っていたというようなこともありました。

保健婦さん方々も毎朝8時にミーティングを行なって各市町村に散らばり、各戸訪問、避難所訪問を行ない夕方お互いの情報伝達することを連日行なっていたいただき、大変うまく機能して連携もよかったと考えますし、将来の希望の持てない人へのカウンセリングは難しいのですが、県よりの住宅支援制度が、早期に打ち出されたことはメンタルの立場から非常に有効であったと考えます。

第5分科会では、初動期の3日くらいは、ボランティア活動をするためのいろいろな資材、機材がやはり足りないという状況もあって、ボランティアの数とももの供給数が合っていないという状況も一部あったようですが、行政もボランティアがやってくれることに対して全面的支援をするという感じになっていただきました。

ほとんどの地区が10日間の災害救助法の適用期間中に災害ボランティアセンターを終えることができ、前半はともかく、中ばから後半にかけては行政からもボランティア支援に関する担当の方、もしくは管

理責任を持っておられる方がミーティングに参加していただいて、状況を把握していただけたと思います。

しかし事が起こってからではなくあらかじめ地区においても実動していく部隊が必ず必要ですから、日頃より想定をしておく必要があります。

今回の災害においては近畿ブロック、中国ブロックの各県よりの支援していただき、近畿ブロックにおいては、兵庫県の各市町村も含め手厚い支援をいただき、かなりのキャリアのある人達がピーク時には400人を超えるボランティアが入っていただいた町村もあり、その方達を長時間待機させることなく、活動に従事していただくことが出来て良かったと考えているし、ボランティアの良さ、機動性みたいなものが評価されたことは、力が発揮された部分として評価できるのではないのでしょうか。

最後にコーディネーターの片山知事より、いろいろ反省もあって、細々としたことでは本当にいろいろなことがありました。備蓄でももっとこんなものを備蓄しとけば良かったというものは後で気のついたことである。反省点を次に、さらに他の自治体にも生かしていくということが大切であろうと思います。

全国には三千二百数十の県市町村があり、いろいろな取り組みや経験や準備があり、この経験を共有することが、地方自治の利点であろうし、この災害対策についても、地方自治において試行錯誤をしながらお互いに学び取っていき、大切なことを共有していく姿勢が必要であります。

震災フォーラム米子宣言 —復興と連帯—

2月6日、7日の2日間にわたるフォーラムの終わりに、これまでの多くの貴重な教訓を風化させることなく、安全で活力ある地域づくりを進めるために、多くの地方公共団体が共通のテーマとして連携、連帯することが重要であると考え、震災フォーラム

米子宣言を宣言します。

●自主防災意識の一層の向上、住民に直結した基礎的な地方公共団体である市町村をはじめとした防災体制の強化、自衛隊をはじめとする防災関係機関との日ごろからの連携強化等を早急に進める。

●被災者の生活基礎となる居住問題を抜きにした生活再建はあり得ないので、住宅再建に対して国と地方との協調による公的支援の枠組みを早急に具体化する必要がある。

●被災住民の生活に不可欠な水道を確保するため、水道事業者をはじめとする関係機関の広域的なネットワークづくりをさらに推進する。

●子ども・高齢者・障害者などいわゆる災害弱者をはじめとする、被災者の一人ひとりの心と体の健康を守るため、関係者の連携のもと、迅速かつきめ細かな保健活動が必要である。

●被災者の生活支援のため、日ごろからボランティアのネットワークを構築するとともに、行政とボランティアの連携を強化する。

以上「震災フォーラム米子宣言、復興と連帯」をここに賛同を得て打ち出すことができました。

これで2日間にわたりましたフォーラムを終えることが出来て、重ねて本当に皆様方の真剣な参加、ご協力に感謝を申し上げます。

今回のフォーラムの一部を書き出しましたが、まだまだ多くの議論があったものであり、参加された方々には失礼な表現であることをお詫び申し上げます。

私も参加者の一人として貴重な体験をさせていただきました。このことを予防防災の一助にしていかなければなりません。現在も復興中の皆様方の力強い復興を願っています。

●資 料

米子震災フォーラムのパンフレット

配付資料(抜粋)

新聞記事

あ と が き

自分の町に実際に大地震が発生するとは思っていませんでした。死者ゼロで終わったことは、大変幸運なことでしたが、多くの住民が被災建物の安全性に不安を感じ、震災復旧に途方にくれる場面に出会いました。壊れた建物だけでなく、心のひび割れをどう診断・修復するかが、建築士の震災対応に重要な視点であると体験を通して実感しました。

この記録は、鳥取県西部地震の被害状況と共に、鳥取県建築士事務所協会会員の活動、体験談等をまとめ、今後の震災対応をより効果的に改善するため、又、震災被害を減少するための参考になればと願い作成したものであります。緊急時は事前の準備、率直な実感が有効であると思います。ご一読頂き、忘れた頃にやってくる災害に備えて頂ければ幸甚です。

資料をご提供頂いた各機関、原稿をお願いした皆様、編集頂いた技術委員会の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成13年3月

編集委員長 清水 勉

鳥取県西部地震対応記録誌 編集委員会

(技術委員会担当)

副会長	足立 收平
専務理事	尾坂 功
技術委員長	清水 勉
副委員長	岩崎 浩 (編集責任者)
”	望月 道之
”	藤井 泰徳
委員	松島 浩之
”	岸本 行正
”	井手添 正
”	石賀 将巳
”	稲岡 勉
”	住田 千年

